札幌の魅力をより高めていくために

本市では、札幌の魅力をより高めていくための基準として、「眺望に関する基準」「夜間景観に関する基準」「雪・冬季の景観に関する基準」を設けています。このうち、「眺望に関する基準」については、市内の眺望の主な視点場と眺望の特徴から、眺望を3つに分類した上で、それらの類型に該当する眺望のうち、P42に示す眺望を「景観形成の対象とする眺望」として設定し、景観形成基準を定めています。また、その中でも特に札幌の眺望を代表し、特段の景観配慮・創出が求められるものを「重点眺望」として設定し、景観形成基準を定めています。

眺 望

眺望に関する基準について

景観形成の対象とする眺望がより魅力的となるよう、その眺望の視点場となる場所（各基準において「視点場」と記載している場所）から見たときに、どのように見えるかを検証しながら、眺望に関する景観形成基準に適合するよう配慮してください。なお、敷地や形態により、基準に示す視点場から計画建築物等が見えない場合もあり得ます。その場合は該当しない基準として扱ってください。
重点眺望に関しては、視点場となる場所（さっぽろテレビ塔展望台又は大通公園と札幌駅前通の交点付近）から見たときに、どのように見えるかを検証しながら、眺望の基準に加えて、重点眺望に関する景観形成基準に適合するよう配慮してください。なお、重点眺望については、景観プレ・アドバイスの対象とする行為も併せて設定していますので、当該行為に該当する場合は、「景観プレ・アドバイスの手引き」も参照してください。

眺望の類型　【見晴らし景（パノラマ）】

「山地」（山頂、高台の公園、坂道など）、「丘陵地」（高台の公園・緑地など）、「扇状地」（高層のランドマーク、河川に架かる橋など）、「平地」（大規模公園など）を視点場として、山並みや市街地を見晴らす眺望です。遠景には、背景となる山並みや広大なみどり、市街地の広がり、格子状街路の軸線、都心のスカイラインなどが広がります。中景から近景にかけて、緑地や公園のみどり、河川、山並みに向かって伸びる街路、それらを縁取る建築物群などを望むことができます。札幌の地形・自然や都市の成り立ち、街並み、活動・営みなど、まちの構造を一望することができる眺望です。

○見晴らし景の景観特性

山地が視点場の眺望［山頂］









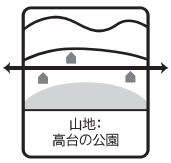






- 平地や市街地の広がり
- 川や公園のみどりの塊
- 格子状街路の軸線
- 都心のスカイライン
- まちの特徴がわかる夜景
- 近～中景の山裾のみどり

山地が視点場の眺望［高台の公園］









- 市街地の広がり
- 背景となる遠景の山並み
- 近景の公園のみどり

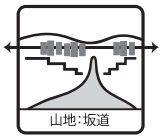
扇状地（都心部）が視点場の眺望［高層のランドマーク］

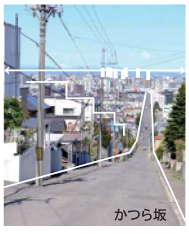




- 市街地の広がり
- 背景となる遠景の山並み
- 山並みに向かって伸びる公園と街路
- 地平線から突出する建物
- 雪まつりなどのイベントの全景

山地が視点場の眺望［坂道］









- 遠景の山並み
- 市街地の広がり
- 地平線から突出する建築物
- 坂道と階段状の街並み

扇状地（都心部）が視点場の眺望［河川に架かる橋］





ミュンヘン大橋から
藻岩山方向



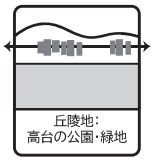
豊平橋から西方向



幌平橋から南方向

- 河川と緑地の広がり
- ランドマークとなる遠景の山
- 河川沿いの建築群
- 花火大会などのイベント
- 近景の公園や緑地のみどり

丘陵地が視点場の眺望［高台の公園・緑地］





羊ヶ丘展望台から北西方向
（平地方向）



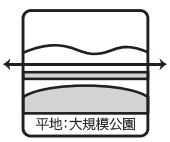
天神山緑地から西方向
（扇状地、山方向）

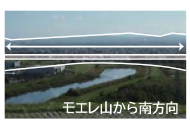


平岸高台公園から西方向
（扇状地、山方向）

- 市街地の広がり
- 地平線から突出する建物
- 背景となる遠景の山並み
- 近景の公園や緑地のみどり

平地が視点場の眺望［平地の大規模公園］









- 広大な緑地とみどりのエッジ
- ランドマークとなる遠景の山並み
- 緑地の背景となる市街地の広がり

眺 望

【見通し景(ビスタ)】

「扇状地」(都心部の格子状道路)、「平地」(直線道路)が視点場となる、道路を中心とする眺望です。視線を誘導する直線道路と、それを縁取る沿道の並木や建築物群が特徴的であり、札幌の都市の成り立ちを象徴しています。遠方の山や歴史的建造物などがアイストップとなる場合があります。

○見通し景の景観特性

扇状地(都心部)が視点場の眺望［格子状街路］



アイストップとなる歴史的建築物や公園
景観を縁取る並木
広場や街路を活用したイベント


札幌駅前通から中島公園


北3条通から赤れんが庁舎


大通からさっぽろテレビ塔

平地が視点場の眺望［直線道路］



視線を誘導する直線道路
景観を縁取る並木
アイストップとなる遠景の山


国道231号線(創成川通)南方向

【囲み景】

「山地」(谷筋の橋)を視点場とした山に囲まれた眺望です。視界を囲む山並み、川や湖・ダムなどの水辺とそれを縁取る谷筋のみどり、谷筋に沿って立つ建築物が、渓谷の形状を美しく浮かび上がらせています。

○囲み景の景観特性

山地が視点場の眺望［谷筋の橋］




豊平峡ダムから定山湖

視界を囲む山並みのみどり
谷筋のみどりのエッジ
谷筋に沿って建つ建築物
近・中景の川や湖の水辺


定山渓大橋から南西方向

景観形成の対象とする眺望

【見晴らし景(パノラマ)】

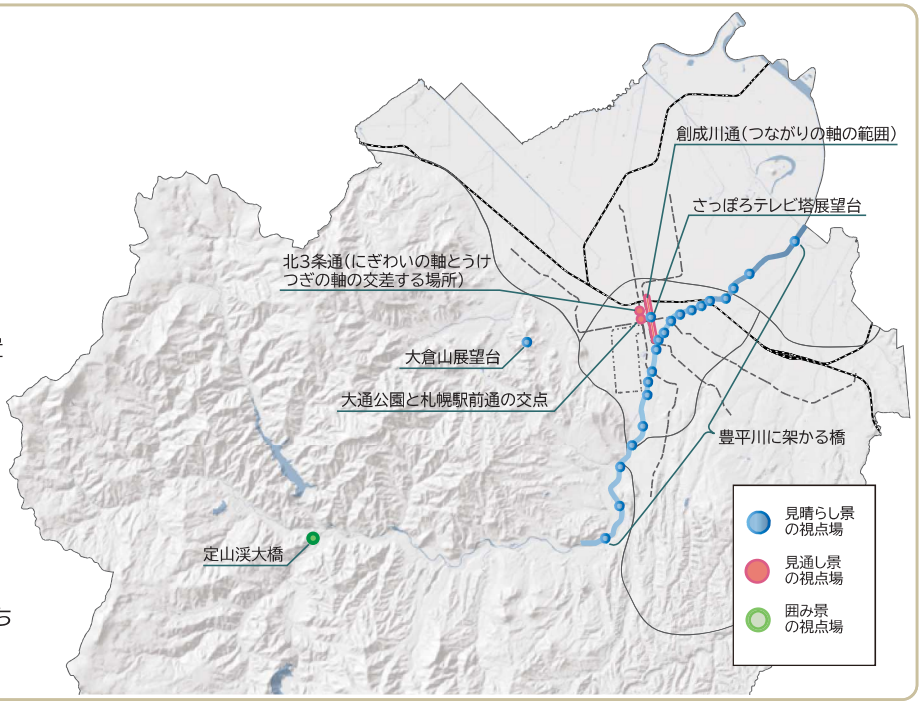
・さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望
・大倉山展望台から東方向の眺望
・豊平川に架かる橋からの眺望

【見通し景(ビスタ)】

・大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望
・創成川通(第3次都心まちづくり計画で位置付けるつながりの軸の範囲)の南北方向の眺望
・北3条通(第3次都心まちづくり計画で位置付けるにぎわいの軸とうけつぎの軸の交差する場所)から西方向の眺望

【囲み景】

・定山渓大橋からの眺望(定山渓地区景観まちづくり指針で位置付ける眺望点と共通)



※景観形成の対象とする眺望の詳細については、P99～P102もご参照ください。
※下図は、「地理院タイル(基盤数値情報、陰影起伏図)」(国土地理院)、「国土数値情報(鉄道データ)」(国土交通省)を加工して作成

重点眺望

「景観形成の対象となる眺望」のうち、特に札幌の眺望を代表し、特段の景観配慮・創出が求められる眺望を「重点眺望」に位置付けます。
「重点眺望」は、より詳細な景観形成基準を設定し、かつ、一部の範囲で「景観プレ・アドバイス」の対象となる行為を定めるなど、きめ細かな景観誘導を行います。現在(令和8年11月時点)、重点眺望には「さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望(P47参照)」と「大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望(P49参照)」を設定しています。

眺 望

景観形成基準

【見晴らし景｜視点場(さっぽろテレビ塔展望台、大倉山展望台、豊平川に架かる橋)】

方針番号：E1

●さっぽろテレビ塔展望台や大倉山展望台、豊平川に架かる橋など山や橋などを視点場とした、市街地や山並みの広がり、都心のスカイライン、道路の軸線やみどり等の見晴らしを阻害しないよう建築物の形態等に配慮するとともに、それらの見晴らしをより魅力的にしていくために建築物の形態や照明等の工夫に努める。(❶❷❸)

ゾーン基準

都心ゾーン

方針番号：E1

●都心のシルエットの形成を目指し、建築物の頂部の形状や高層部のライトアップなどの工夫に努める。(❹)

一般市街地ゾーン

●河川に近接する計画敷地では、河川に向かって掲出する広告物を照明等により照らすことや、広告物を発光させることを避けるなど、良好な河川沿いの景観が形成されるよう配慮する。(❺)

山地のみどりに近接するゾーン

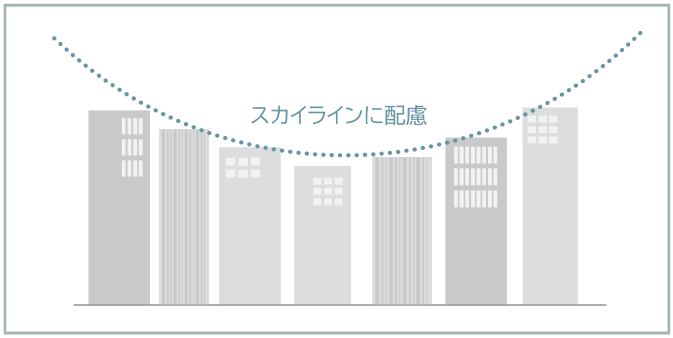
方針番号：A1 C8 E1

●建築物は背景となる自然環境と調和する色彩とするよう配慮する。(❻)

●計画敷地が山麓の場合は、視点場からの見晴らしを阻害しないよう、屋外広告物の色彩デザインや照明等の工夫に配慮する。

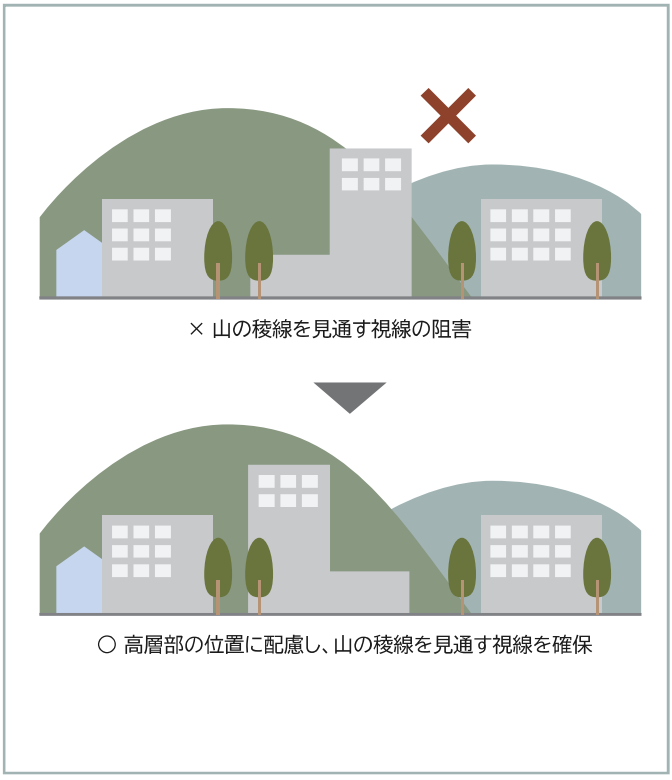
＜配慮事例＞

❶平地や扇状地は、遠くから見通せることから、スカイラインや色彩に配慮する。



遠くからの見晴らし景を踏まえ、周辺の建築物との関係性を読み解き、建築物の高さや頂部の色彩等に配慮する。

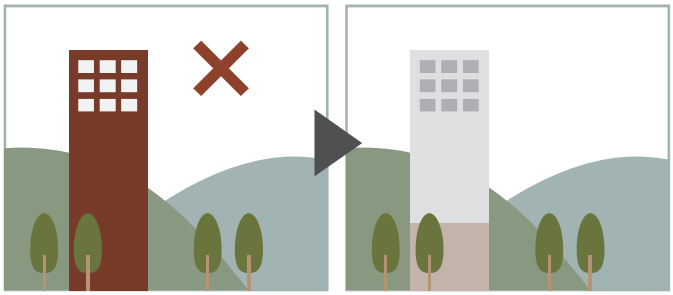
❷山の稜線を見通す視線を阻害しないように壁面を後退させたり、高層部の位置に注意する。



× 山の稜線を見通す視線の阻害

○ 高層部の位置に配慮し、山の稜線を見通す視線を確保

❸高層の建築物を建てる場合は、背景となる山並みや空との色彩の調和に配慮する。



より高めていくために―

都心

❹頂部の形状や高層部のライトアップの工夫をして都心のシルエットの形成に努める。



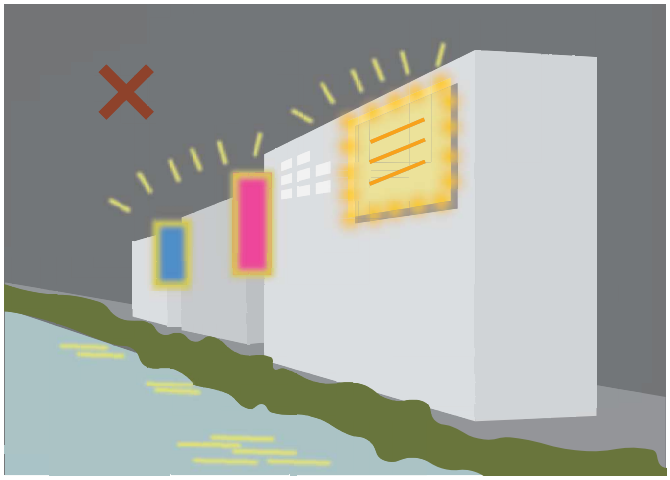
大倉山展望台から望む札幌都心部夜景の見晴らし景



JRタワー展望台から望む札幌都心部夜景の見晴らし景

市街地

❺河川沿いの良好な景観を阻害しないよう華美な広告は避ける。



河川に向かって掲出する広告物を華美にしたり、照明灯やネオンで発光させることは避ける。

山地近接

❻背景となる自然環境と調和する色彩に配慮する。



背景となる山の稜線を超えないよう建築物の高さを抑え、外壁をアースカラーとすることで周辺の自然環境との調和に配慮（定山渓 鹿の湯/視点場：定山渓大橋）

＜札幌市内の見晴らし景＞



豊平橋から望む見晴らし景



東橋から望む夜間の見晴らし景

眺 望

景観形成基準

方針番号 E1

【見通し景｜視点場(大通公園と札幌駅前通の交点付近、創成川通、北3条通)】

●大通公園と札幌駅前通の交点付近や創成川通や北3条通などの通りを視点場とした際にアイストップとなる建築物等や並木の縁取り、視線を誘導する直線道路等の見通しを阻害しないよう建築物の形態等に配慮するとともに、それらの見通しをより魅力的にしていくために建築物の形態や照明等の工夫に努める。(❶❷❸)

ゾーン基準

方針番号 E1

■都心ゾーン

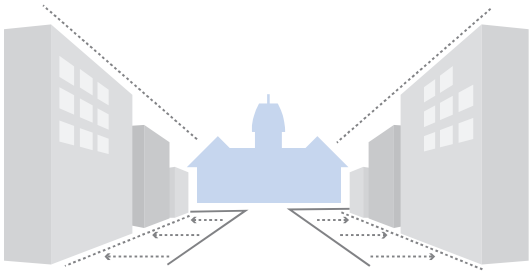
●建築物の中・低層部は、隣接する建築物等と共通するデザインをポイントで取り入れるなど、通り全体の魅力を高める工夫に努める。(❷)

●建築物の高層部は、周囲から突出した形態や意匠を控えるなど、通りの見通しを阻害しないよう配慮する。(❶)

●通りの先にアイストップとなる建築物等がある場合は、通りの沿道の魅力を形成するよう建築物のデザインの工夫に努める。(❶❸)

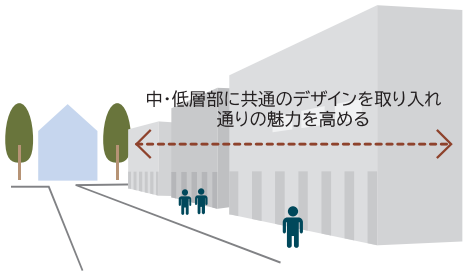
＜配慮事例＞

❶アイストップへの見通しを確保するため、建築物の壁面を後退させるなどの工夫を行う。



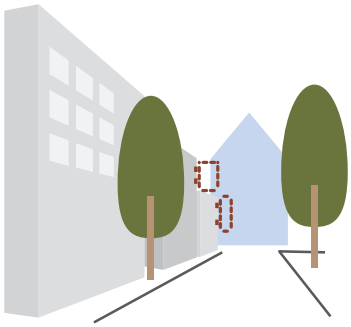
遠くからでも見通せるよう、周辺建物との関係性を読み解き、建物の高さや頂部の色彩等に配慮する。

❷通り全体の魅力を高めるため、共通のデザインを取り入れるなど、中・低層部のデザインに配慮する。



隣接する建築物等と協調し、中・低層部に共通のデザインを取り入れることで、見通し景を魅力的に演出することができます。

❸アイストップの輪郭線を崩さないよう建築物や広告物の位置を考慮し、街並み景観の演出に配慮する。



突き出し看板などでアイストップの輪郭線を阻害しないよう配慮

＜札幌市内見通し景＞



創成川通の見通し景



赤れんが庁舎がアイストップとなる北三条通の見通し景



藻岩山がアイストップとなる市電通(道道西野白石線)の見通し景

景観形成基準

【囲み景｜視点場(定山渓大橋)】

方針番号 E1

●定山渓大橋など谷筋の橋を視点場とした、山並みのみどり、谷筋の建築物、川や湖の水辺等に囲まれた眺望を阻害しないよう建築物の形態等に配慮するとともに、眺望をより魅力的にしていくために建築物の形態や照明等の工夫に努める。(❶❷❸❹❺)

ゾーン基準

■山地のみどりに近接するゾーン

方針番号 E1

●山並みのみどりの連続性に配慮した配置となるよう配慮するとともに、外観の素材や色彩を選定するよう配慮する。(❶❷)

●視点場からの見え方を意識し、河川沿いにテラスを設置するなどの工夫に努める。(❹)

＜配慮事例＞

山地近接

❶囲み景の眺望を阻害しない建築物の形態に配慮する。
❷山並みのみどりの連続性を阻害しない建築物の配置や素材・色彩に配慮する。

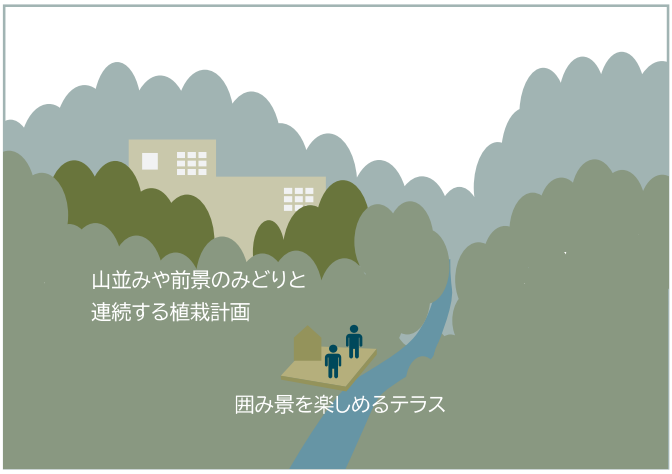


建築物のボリューム・形態と色彩が、背景となる山並みと渓谷の囲み景の眺望を阻害しないよう配慮した建築物群(定山渓/視点場:定山渓大橋)

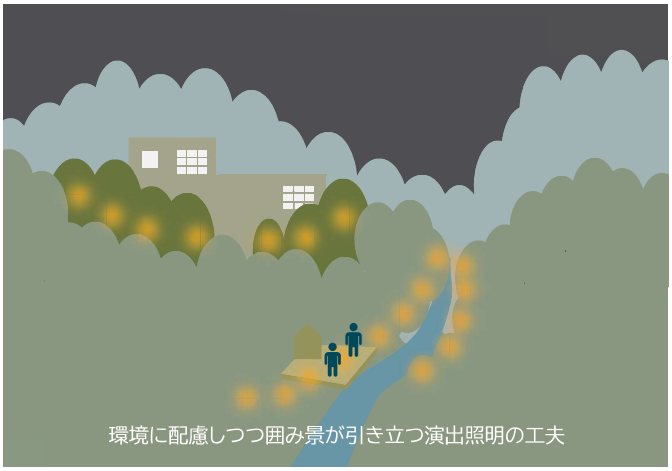


樹木の背後から建築物が突出しないよう建築物の高さを抑え、水辺の囲み景の阻害に配慮(中島公園菖蒲池)

❸山並みを背景とする際は、植栽を多く配置するなど調和を図る。
❹河川沿いにテラスを設置するなど、囲み景を楽しめるような設えの工夫をする。



❺囲み景の眺望を魅力的にしていくために照明等の工夫を行う。



眺望（重点眺望）

重点眺望

ランドマークであるさっぽろテレビ塔（登録有形文化財）の展望台を視点場とした、札幌を代表する見晴らし景です。大通公園の全景とその両側の都心のビル群、遠景の山並みで構成され、都市と自然の近さや土地の広がりが感じられます。また、まっすぐ伸びる大通公園を中心とした見通し景の要素もあり、山並みの中にある大倉山ジャンプ競技場のジャンプ台へ視線を誘います。特に、冬季には、ビルの奥に見える雪の積もった山々やジャンプ台のあかりが、雪と共存する札幌ならではの景観を形成しています。

景観形成基準（工作物も適用）

【さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望】

方針番号 E1

- ●さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望が、より魅力的になるよう配慮する。
  特に、附図1に示す「『さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望』に対し特に配慮を必要とする範囲」を敷地とする場合（敷地の一部が当該範囲に含まれる場合を含む）においては、以下の基準に配慮する。
- ●大通公園に面して高さ60m以下の建築物が並ぶビスタの連続感の形成に向けて、大通公園に面する建築物の高さ60mを超える高層部を大通公園からセットバックするよう配慮する。
- ●高層部は周囲の街並みや背景となる山並みとの調和に配慮して外観をデザインするよう配慮する。
- ●建築物の高さが90mを超える場合は、山並みが背景となることを踏まえて頂部をデザインするよう配慮する。
- ●屋上に設置する附帯設備等は、視点場からの見え方を考慮し、目隠しなどにより修景するよう配慮する。
- ●長大な壁面に見えないよう、意匠の切り替えなどにより、建築物の立面を分節化するよう配慮する。

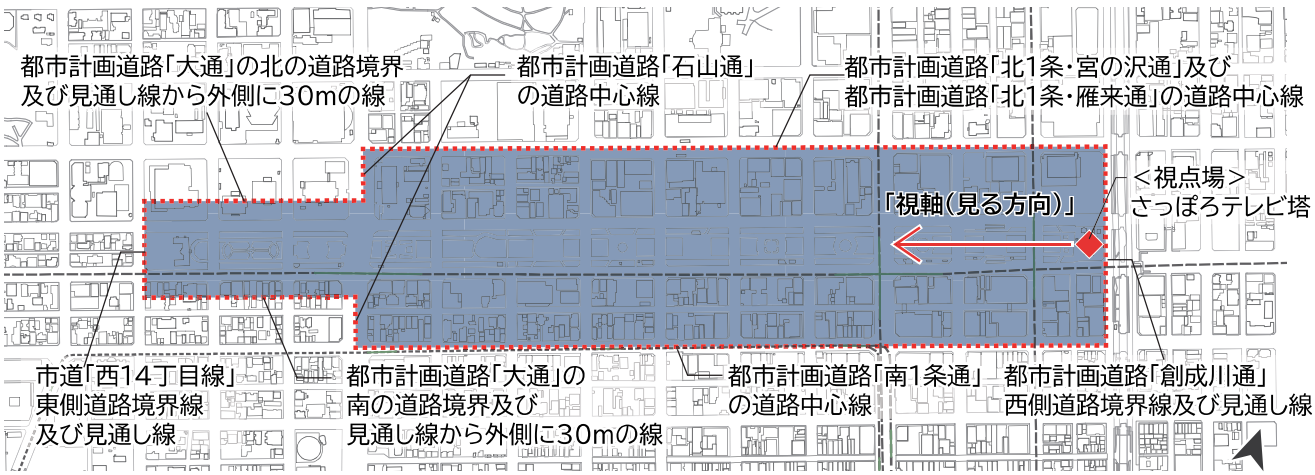
○附図1 『さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望』に対し特に配慮を必要とする範囲

注）建築物等の敷地が対象範囲の内外にわたる場合についても、事前協議を行ってください。

次のいずれかに該当する範囲

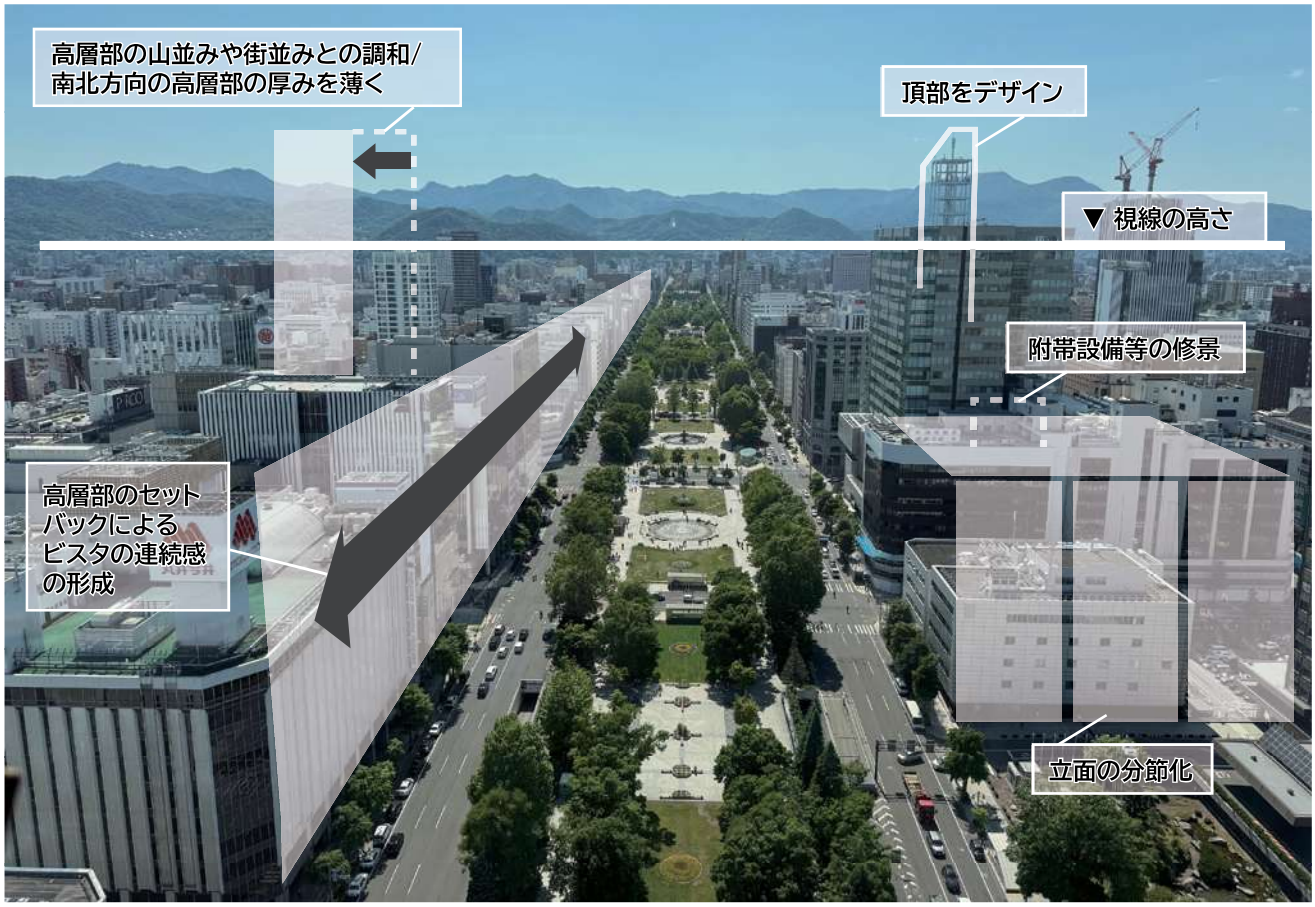
・都市計画道路「大通」の南北の道路境界及び見通し線からそれぞれ外側に30mの線、都市計画道路「創成川通」の西側道路境界及び見通し線並びに市道「西14丁目線」の東側道路境界及び見通し線に囲まれた範囲

・都市計画道路「北1条・宮の沢通」及び都市計画道路「北1条・雁来通」の道路中心線、都市計画道路「南1条通」の道路中心線、都市計画道路「創成川通」の西側道路境界及び見通し線並びに都市計画道路「石山通」の道路中心線に囲まれた範囲



※上図は、「地理院タイル（基盤数値情報）」（国土地理院）、「国土数値情報（鉄道データ）」（国土交通省）を加工して作成

○配慮イメージ



＜重点眺望「さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望」で景観プレ・アドバイスの対象となる行為＞

※　重点眺望の良好な景観形成を誘導するため下記の行為は「景観プレ・アドバイス制度」の対象となります。
※「景観プレ・アドバイス制度」の内容については、「景観プレ・アドバイスの手引き」をご確認ください。

大通公園の南側1街区と北側1街区（西1丁目から西10丁目に限る）における以下の行為（設計段階1回）
・高さが90mを超える建築物の新築又は増築

眺望（重点眺望）

重点眺望　【大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望】

大通公園と札幌駅前通の交点付近を視点場とし、ランドマークであるさっぽろテレビ塔を視対象とした、札幌を代表する見通し景です。大通公園を彩るみどり、その両側のビル群、アイストップとなるさっぽろテレビ塔と背景の空で構成され、塔のシルエットと空の広がりが感じられるシンボリックな景観です。また、夜間にはライトアップされたさっぽろテレビ塔や大通（道路・公園）の照明、冬のイベント時のイルミネーションなどが、日中とは異なる印象的な空間を演出しています。

景観形成基準（工作物も適用）

【大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望】

方針番号：E1 E2 C8

- ●大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望が、より魅力的になるよう配慮する。

  特に、附図2に示す「『大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望』に対し特に配慮を必要とする範囲」を敷地とする場合においては、以下の基準に配慮する。
- ●大通公園に面して高さ60m以下の建築物が並ぶビスタの連続感の形成に向けて、大通公園に面する建築物の高さ60mを超える高層部を大通公園からセットバックするよう配慮する。
- ●さっぽろテレビ塔とその周囲に広がる空による眺望を阻害しないよう、建築物等の配置や形態に配慮する。特に次の部分については、さっぽろテレビ塔のシルエットに与える影響が大きいことから、配置や形態に十分配慮する。

  ①大通東1丁目南街区及び大通東2丁目南西街区における高さ45mを超える建築物又は工作物の部分

  ②大通東2丁目南東街区における高さ60mを超える建築物又は工作物の部分
- ●計画建築物が視点場からさっぽろテレビ塔の背景として視認される場合は、建築物の存在感を低減させるよう、外観のデザインや素材・色彩に配慮する。
- ●夜間にライトアップされているさっぽろテレビ塔の見え方を阻害しないよう、高層部のライトアップは慎重に検討する。
- ●開口部から漏れ出る光をデザインするよう照明の工夫に努める。
- ●広告物・サインを設置する場合は、日中・夜間を通じて重点眺望の見え方を阻害しないものとなるよう配慮する。

○附図2 『大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望』に対し特に配慮を必要とする範囲

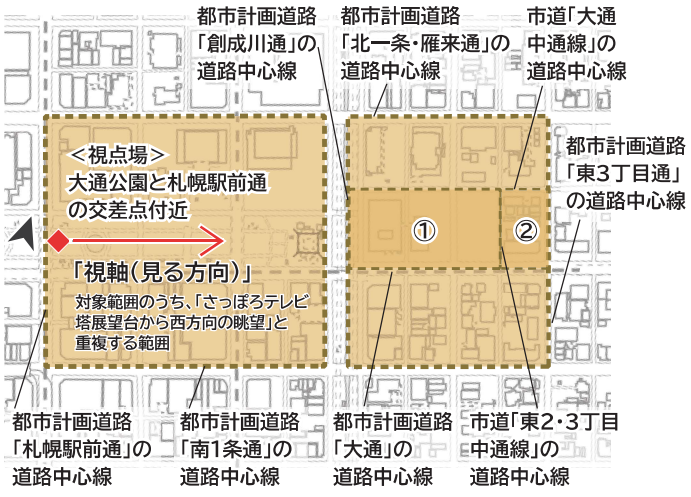
注）建築物等の敷地が対象範囲の内外にわたる場合についても、事前協議を行ってください。

次の範囲のいずれかに該当する敷地

・重点眺望（さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望）において特に配慮する基準を定める対象範囲（P47参照）のうち、都市計画道路「札幌駅前通」の道路中心線より東側の範囲

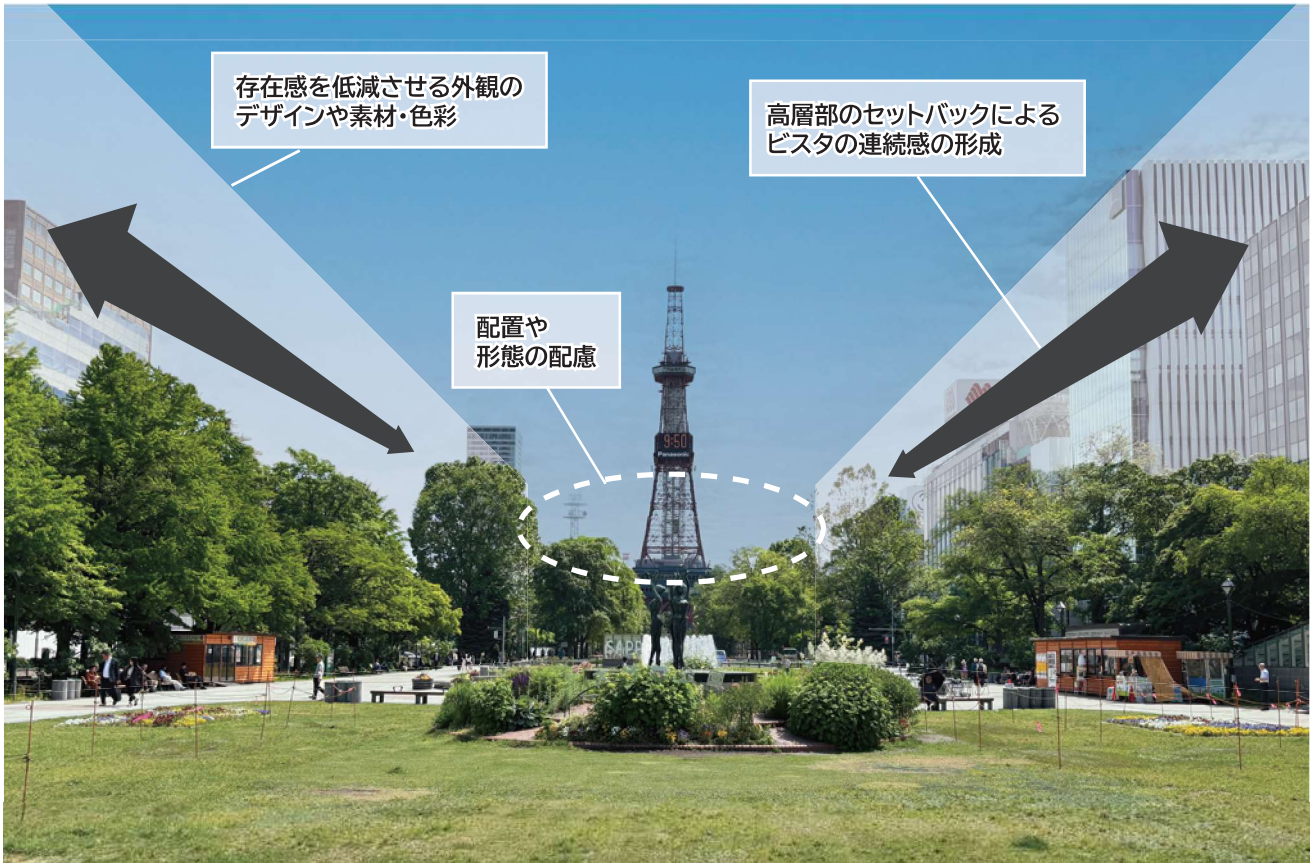
・都市計画道路「北1条・雁来通」の道路中心線、都市計画道路「南1条通」の道路中心線、都市計画道路「東3丁目通」の道路中心線及び都市計画道路「創成川通」の道路中心線に囲まれた範囲

①大通東1丁目南街区及び大通東2丁目南西街区
・市道「大通中通線」の道路中心線、都市計画道路「大通」の道路中心線、市道「東2・3丁目中通線」の道路中心線及び都市計画道路「創成川通」の道路中心線に囲まれた範囲
②大通東2丁目南東街区
・市道「大通中通線」の道路中心線、都市計画道路「大通」の道路中心線、都市計画道路「東3丁目通」の道路中心線及び市道「東2・3丁目中通線」の道路中心線に囲まれた範囲



※上図は、「地理院タイル（基盤数値情報）」（国土地理院）、「国土数値情報（鉄道データ）」（国土交通省）を加工して作成

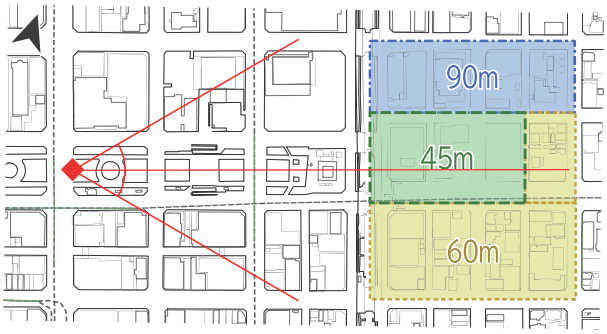
○配慮イメージ



＜重点眺望「大通公園と札幌駅前通の交点付近から東方向の眺望」で景観プレ・アドバイスの対象となる行為＞

※　重点眺望の良好な景観形成を誘導するため下記の行為は「景観プレ・アドバイス制度」の対象となります。
※「景観プレ・アドバイス制度」の内容については、「景観プレ・アドバイスの手引き」をご確認ください。

右図の範囲における以下の行為（設計段階1回）
・高さが60m（一部45m、90m）を超える建築物の新築又は増築



＜さっぽろテレビ塔を視対象とした眺望＞



夜間景観

景観形成基準

方針番号

●暖かみのある光環境を基本とし、場所の特性に応じた照明により通りやエリアを演出するよう配慮する。（❶❷❸❹❺❻❼）
●グレア等を生じさせない適切な照明とするよう配慮する。
●着色や点滅・動光する照明による演出は周辺との調和を慎重に検討したうえで行うこととし、安易に行わない。また、激しく動光が変化するものや華美なものは原則として使用しない。（❽❾）
●生態系への影響等に配慮し、場所の特性に応じた光量や光の向き等とするよう努める。（❿）

A2
E2

ゾーン基準

方針番号

都心ゾーン

●夜間においても魅力的な歩行空間となるよう、壁面のライトアップ、建築物低層部の開口部やショーウィンドウから漏れ出る光、外構等の照明による演出に努める。
演出を行う場合は、通りの光が暖かみを持ち、連続した印象となるよう周辺の照明との協調に努める。また、交差点に面する建築物では、角を際立たせるなど、場所の印象を高める演出とするよう努める。（❶❷❸）
●外部と内部に視覚的なつながりがあるデザインとする場合は、魅力的な夜間景観に資する適切な内部の照明を計画するとともに、外部からの見え方を考慮した内部のしつらえとするよう努める。（❶❷❹）

A2
E2

＜配慮事例＞

❶昼とは異なる魅力的な夜の街並みを演出する。



街区で低層部の光を連続させることで夜の街並みを演出
（D-LIFE PLACE 札幌/日本生命札幌ビル）※プレ



印象的な意匠と照明の組み合わせによる演出
（D-LIFE PLACE 札幌/日本生命札幌ビル）※プレ

❷暖かみのある照明で演出する。



低層部は暖かみのある暖色系、高層部は寒色系でメリハリのある街並みを演出
（赤れんがテラス、札幌市北3条広場アカプラ、日本生命札幌ビル）



低層部オープンカフェの暖色照明と、アトリウム内の木天井・壁を照らす柔らかな照明がまちかどを演出（赤れんがテラス）

より高めていくために―

❸開口部から漏れ出るあかりで、通りににぎわい感を演出する。



低層部ガラス開口部からのあかりが通りを照らす（紀伊国屋書店札幌本店）

❹玄関ホール、アトリウム、窓など、建築物全体から漏れ出るあかりを考えつつ、多様な光をデザインし、美しい夜景を演出する。



回遊動線となっている低層部、事務所等が入る中高層部、アトリウムとなっている大空間など、建築物の機能に合わせた多様な光のデザインが夜間を彩る（札幌市民交流プラザ）

❺ライトアップにより昼間とは違った見え方を演出する。



外観のデザインを特徴づける柱をライトアップすることで建築物のデザインを演出する照明計画（ソラリア西鉄ホテル札幌）※プレ



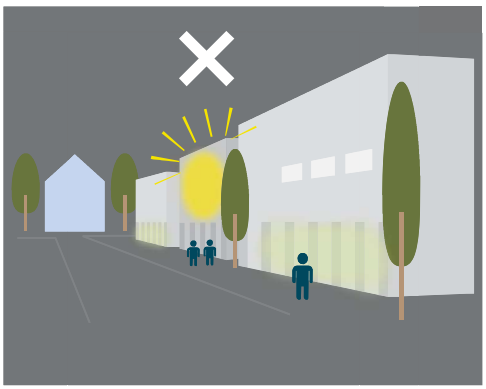
植栽をライトアップして演出（三井ガーデンホテル札幌ウエスト）

❻エントランスを暖かみのあるあかりで演出する。



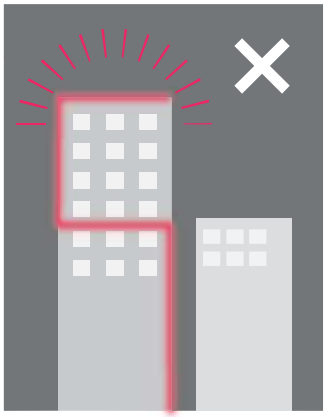
植栽帯やピロティ部分の間接照明により暖かみのあるあかりでエントランス空間を演出（札幌市中央区役所）

❼通りの特性を損なうような周囲に調和していない照明は避ける。



通りの特性を損ない、周辺環境と調和していない照明

❽華美な照明は避ける。



建物輪郭をはっきりと照らす華美な照明

❾周辺の環境に配慮し、過度に明るいものやネオンサインなど激しく動光が変化するものは使用しない。また、グレア等を生じさせない適切な照明とする。

❿生態系に影響を与えないよう光量や配光に配慮する。

雪・冬季の景観

景観形成基準

●敷地内に積もる雪も冬の景観をつくる大切な要素であると捉え、
雪の美しさを見せることができる仕掛けを設けるよう努める。（❶❷❸❹）

方針番号 E3

●北風や落雪を考慮した建築物の配置や形態、外壁形状等とするよう努める。（❾❿）
●冬でも快適に暮らせるよう雪の堆積スペースを確保するほか、効果的なロードヒーティングの
設置などによる良好な歩行環境を確保するよう努める。（❺❻❼❽）

方針番号 E4

ゾーン基準

都心ゾーン

●誰もが建築物や外構、オープンスペース等においてが雪や冬季の景観を
楽しむことができる場づくりに努める。（❶❷）
●白い雪の中で建築物や植栽が美しく見える照明計画やライトアップに努める。（❸）

方針番号 E3

＜配慮事例＞

❶降り積もる雪の美しさを見ることができる仕掛けを考える。



立体的な庭園にうっすらと雪が被る雪景色（札幌市役所）

❷建築物や外構、オープンスペース等で雪や冬の景観を楽しむことができる場を創出する。



中庭の雪景色を楽しむ工夫（札幌コンベンションセンター）



充分な堆雪スペースに雪が積もる冬景色（札幌コンベンションセンター）





雪を残しイルミネーションやイベント、雪遊びを楽しむことのできるオープンスペース（札幌市北3条広場アカプラ）

❸雪の中で建築物や植栽が美しく見える照明計画



針葉樹に積もる雪、イルミネーション、建物のライトアップが雪景色を演出（サッポロビール園・サッポロビール博物館）



植栽帯のライトアップが暖かみのある雪景色を演出

❹雪国ならではの樹木の雪囲いも、冬季の重要な景観要素となることに配慮する。





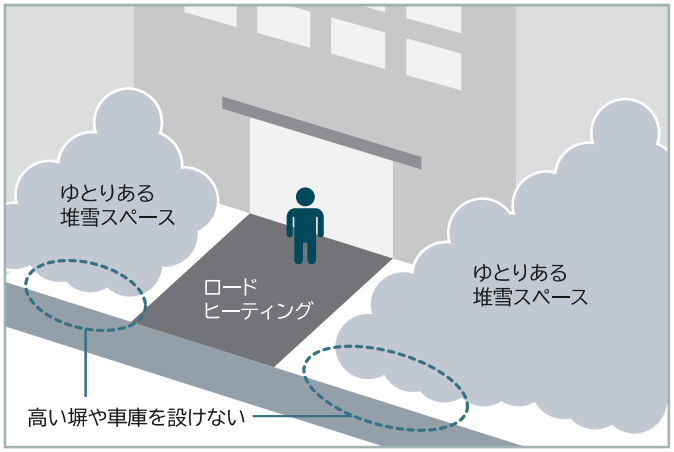
造景的に美しい植栽帯の雪囲い

❺低層部の壁面を後退させて、冬期間も快適な歩行者空間を設ける。



冬季も快適に歩けるピロティ空間（アーバンネット札幌ビル）

❻積雪時を想定して、敷地内にゆとりある堆雪スペースを確保する。
❼ロードヒーティングを設置するなど、
道路側に雪を堆積しないよう配慮する。
❽冬期間の排雪に配慮し、道路際に高い塀や車庫を設けない。



❾積雪や風向きにも配慮して、人の動線に雪庇や落雪が
生じないよう屋根や外壁形状をデザインする。
❿吹き溜まりや風向きに配慮して出入口を配置する。

